

座間市地域福祉計画(第三期)

誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して



平成28年(2016年)3月

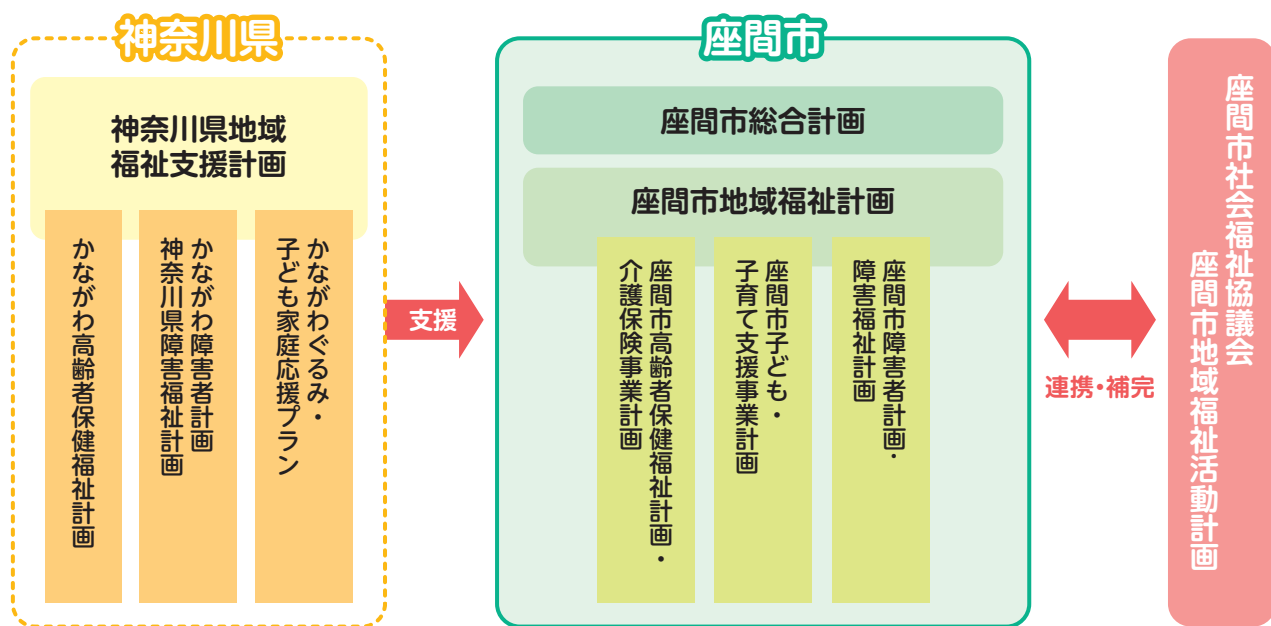
1 計画策定の趣旨

本市では、平成23年(2011年)3月に策定した「座間市福祉プラン(第二期)・座間市地域福祉計画(第二期)」に基づいて、本市に居住している誰もが、住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らすことができるよう、自助(自分でできることは自分です。)、共助(地域における助け合いや支え合い。)、公助(行政でなければできないことは行政が行う。)による地域福祉を推進してきました。

本市では、前計画の理念や目標を継承しつつ、各事業を一層充実させるため、ここに「座間市地域福祉計画(第三期)」を策定しました。

本計画は、「誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して」を基本理念として、市民、関係機関・団体、行政が、それぞれの役割分担を明確化し、緊密に連携して、本市の地域福祉を推進していきます。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間



4

基本理念

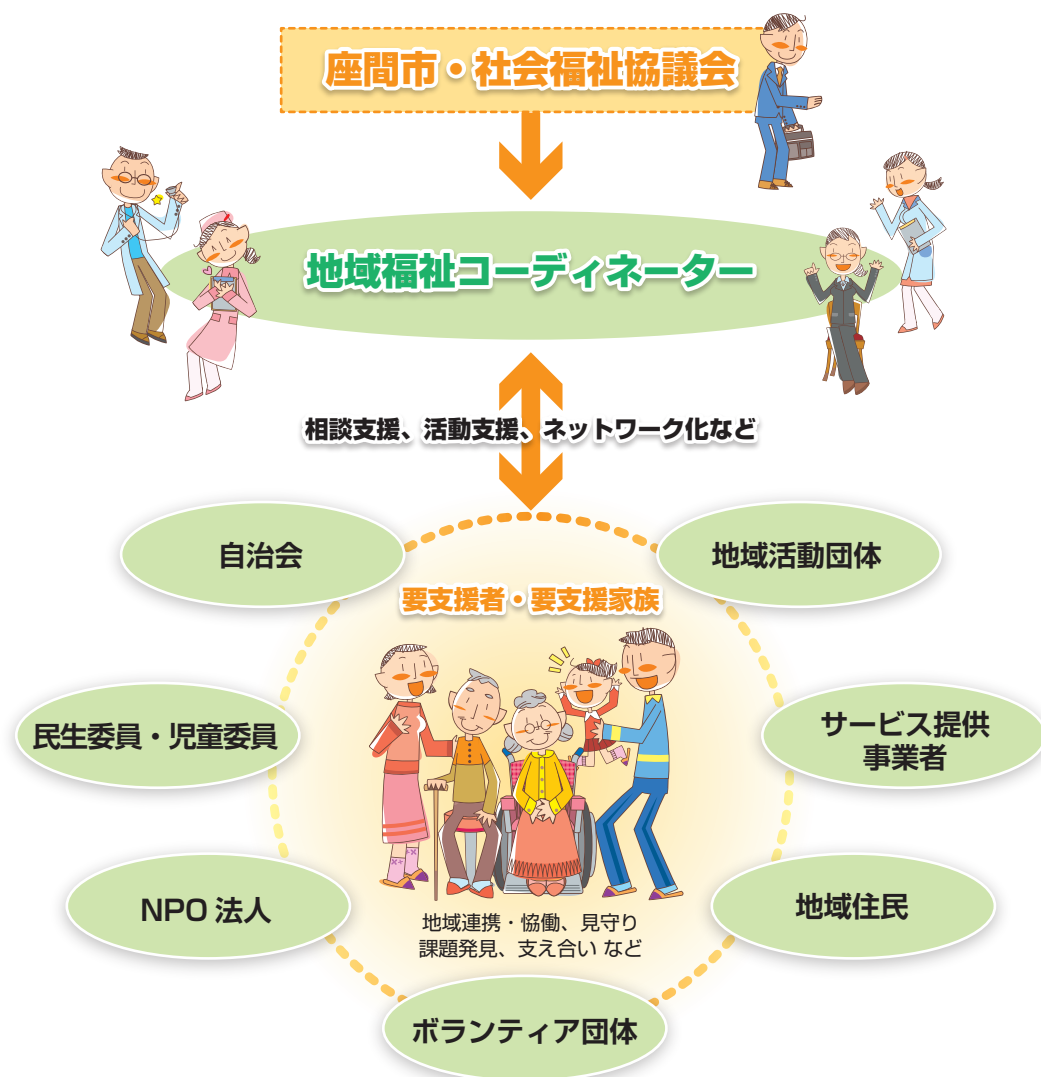
誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い
支え合うまちづくりを目指して

全ての市民が地域の中で、お互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、安心して豊かな生活を送ることができる社会が求められています。そのためには、市民自らが様々な福祉サービスの中から、自分に最も合ったサービスを選択できるようにしていく必要があります。

また、地域の実情に通じた市民一人ひとりが、普段から地域の間で心の絆を強め、お互いに助け合っていくことが大切です。

今、地域福祉を充実させるには、地域を支える市民の力が必要になっています。一人ひとりが、地域福祉の主役として、地域の活動に積極的に参加していくことが重要です。

座間市は、「誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して」を基本理念として、ともに助け合い、支え合いながら市民の皆さんとともに地域福祉を推進していきます。



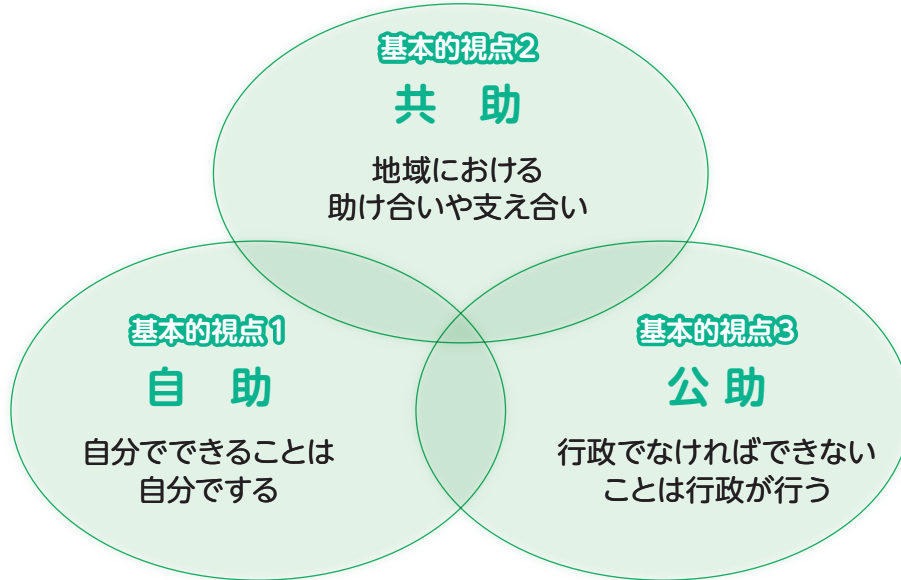
〈地域福祉のイメージ図〉

5

基本的視点

本計画の基本理念を実現するため、本市では、次の3つの視点に立って本計画を推進します。

地域の中で、人と人との心の絆を強め、支え合いの輪を広げていきます



一人ひとりが地域に関心を持ち、自分でできることを積極的に果たします

地域福祉の基盤整備をするとともに、市民協働を推進します

自助 (個人・家族)

個人や家族による自助努力

- 自分自身による努力
- 家族での話し合い
- 生きがいづくり
- 健康づくり

共助 (地域)

地域における相互扶養や地域活動・ボランティア、NPO、社会福祉法人などによる支援

- 隣近所や友人・知人との助け合いや支え合い
- 地域における福祉活動
- 自治会活動
- ボランティア活動
- 地区社会福祉協議会活動

公助 (行政)

公的な制度としての保健、福祉、医療その他の関連する施策の実施

- 公的福祉サービス
- サービス情報の提供
- 人材の育成
- 各主体との連携や協働の促進

6

基本目標

基本理念・基本的な視点を踏まえて、次の3つの基本目標を設定し、その実現を目指します。

基本目標 1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

基本目標 2 市民相互が助け合い支え合うまちづくり

基本目標 3 誰もが暮らしやすいまちづくり

個人の役割

地域(団体・事業者・社協)の
役割

行政の役割

基本目標 1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり

基本施策 1 福祉サービスの仕組みづくり

施策の方向 1 相談・情報提供体制の充実

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 地域における情報提供体制の充実

施策の方向 2 福祉サービス向上のための仕組みの推進

- (1) 福祉サービス事業者の苦情処理相談体制の整備の促進
- (2) 福祉サービス事業者のサービス向上の促進
- (3) 福祉サービスの担い手の育成支援

基本施策 2 福祉サービスの充実

施策の方向 1 地域包括ケアシステムの構築

- (1) 保健・医療・福祉サービスのネットワーク整備
- (2) 介護予防、健康づくりの推進
- (3) 生活支援体制の充実
- (4) 地域で支え合う仕組みづくり
- (5) 生活支援コーディネーターの育成・支援
- (6) 地域ケア体制の整備
- (7) 見守り活動の充実

施策の方向 2 障がい児・者への適切な支援

- (1) 障がい者の自立に向けた取組の推進
- (2) 障がい児の育成・療育の充実

施策の方向 3 子ども・子育て支援体制の整備

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の推進
- (2) 待機児童解消に向けた取組の推進
- (3) 保育サービスの充実
- (4) ひとり親家庭の自立支援の推進

施策の方向 4 生活困窮者等の自立に向けた相談支援体制の充実

- (1) 生活困窮者等の把握に向けた取組の推進
- (2) 生活困窮者自立支援制度による事業の推進
- (3) 生活困窮者等の自立に向けた関係機関や地域との連携体制の構築

施策の方向 5 権利擁護の充実

- (1) 成年後見制度の推進
- (2) 虐待への支援体制の充実

基本目標 2 市民相互が助け合い支え合うまちづくり

基本施策 1 福祉意識の向上

施策の方向 1 福祉意識向上のための取組の推進

- (1) 学校教育における福祉意識向上のための取組の推進
- (2) 福祉に関する学習機会の創出
- (3) 福祉月間関連事業による福祉意識向上の取組の推進
- (4) 人権啓発の取組の推進

基本施策 2 身近な地域での福祉の促進

施策の方向 1 市民相互の交流の促進

- (1) 地域活動の支援
- (2) 高齢者の活力を生かした地域参加の促進
- (3) 世代間交流の促進

施策の方向 2 市民相互の支え合いの促進

- (1) ボランティアの育成と発掘
- (2) 地域福祉活動などを行うボランティアや NPO への支援
- (3) 地域福祉コーディネーターの担い手の育成

基本目標 3 誰もが暮らしやすいまちづくり

基本施策 1 誰もが移動しやすいまちづくりの推進

施策の方向 1 動きやすいまちづくりの推進

- (1) コミュニティバスの充実
- (2) 違法駐車への取組の推進

施策の方向 2 バリアフリー・ユニバーサルデザインの促進

- (1) バリアフリー化の推進
- (2) ユニバーサルデザインの普及・啓発

基本施策 2 安全なまちづくりの推進

施策の方向 1 災害時における地域での助け合いの仕組みづくり

- (1) 避難行動要支援者への支援体制づくり
- (2) 二次避難所の整備
- (3) 自主防災組織への支援

施策の方向 2 防犯・安全のための環境整備

- (1) 防犯・安全のための体制の充実
- (2) 振り込め詐欺や悪質商法などへの対策の推進



7

推進体制の確立

地域福祉施策は、福祉サービスの提供だけでなく、保健、医療、教育、まちづくりなど広範囲にわたっています。市では、本計画の基本理念に基づき、効果的な施策を展開していくため、市民の皆さんを主役として、地域とともに一体的な取組を行います。

(1) 個人(市民)の役割

一人ひとりが地域づくりの力であり、地域福祉を支える担い手となることが求められています。地域活動に積極的に参加し、地域の支え合いに積極的に関わっていくことが必要です。

(2) 地域(団体・事業者・社協)の役割

地域福祉を進める要として、その地域で暮らす人たちの交流や支え合い活動を積極的に行うことが求められています。人と人の結びつきを深めるためには、交流の場づくりや地域活動を活発化していくことが大切です。特に、一人ひとりの力では解決できない問題について、その地域で暮らす人や団体が協力して解決を図れるようにすることが求められています。

① 団体の役割

団体は地域福祉を進める上で重要な役割を担っています。市民一人ひとりの知識や経験を、地域づくりに生かせるよう、団体の活動内容の周知を図るとともに、団体への参加を促進していくことが求められています。

② 事業者の役割

福祉サービスの提供者として利用者の自立を支援し、質の高いサービスを提供することが重要です。特に、利用者の立場に立ち、一人ひとりの実情に合った適切な支援をしていくことが求められています。

③ 市社会福祉協議会の役割

地域福祉を進める中心的な団体として、地域づくりや人のつながりづくりの仲立ちをし、地域の課題を解決する仕組みをつくることが重要です。そのためには、身近な地域で一人ひとりが力を発揮できるよう、ボランティアの育成、支援を通じて、市民活動の活性化と地域での福祉活動の基盤づくりを進めていくことが求められています。

(3) 行政の役割

地域福祉の向上のために、行政は市民一人ひとりの幸せづくりを目指して、福祉施策を総合的に進めることが求められています。

しかし、地域福祉の推進を図るためには、行政の力だけでは限界があります。そこで、地域で活動している社会福祉関係機関、施設、団体やボランティア、NPO が重要な役割を果たします。

市では、こうした地域の活力と積極的に連携、協働し、地域一丸となって地域福祉の向上に取り組みます。

座間市地域福祉計画(第三期)概要版

平成28年(2016年)3月

発行：座間市福祉部福祉長寿課